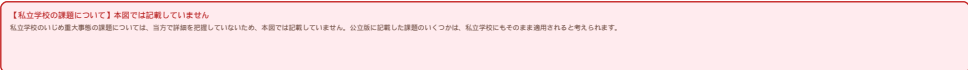


文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



(参考) 学校規則による報告書の責(国大憲法の発見前編) 概説、法第29条～第32条 / 参(p.51-64)

- 公立校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法第30条1項）。地方公共団体の市長は、必要があるときと認めるとき両院議員へ行い（同2項）。再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3項）。
- 国立・大学法人校：国立大学の学長の又は理事を経て、文部科学大臣に報告（法第30条1項）。●公立大学校の校長は学長又は理事長を経由して、当該地方公共団体を選定する地方公共団体の長に報告（法第30条2項参照）。
- 私立校：当該学校の設置者は都府県知事（国大）及び市長（市立校）。●私立校が設置者となる場合：表決結果及び再調査の結果を決定し、選定する地方公共団体の長に報告（法第30条1項）。
- 私立校は、報告を受けた当該地方公共団体 都府県知事及び市長に報告を、必要があるときと認めるとき行い（法第30条2項第3項）

[illegible]